

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 25 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根森山7番地

氏 名 シオノギファーマ株式会社金ケ崎工場

工場長 中村 晃敏

電話番号 0197-44-5121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	シオノギファーマ株式会社 金ケ崎工場
事業場の所在地	岩手県胆沢郡金ケ崎町西根森山7番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業【医薬品製造業】
② 事業の規模	製品出荷額 133.8億円/年
③ 従業員数	496名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) 廃油・・・製造工程見直しにより、発生量を削減。 一部を助燃剤や洗浄剤として有価物化。	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) 今後も発生量の削減に努めるとともに、有価物化の推進を行う。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各製造部門において、種類別に分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 今後も再生利用をする予定はない。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t t
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理を行う予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分は行っていない。	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋立処分を行う予定はない。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) 優良認定業者または岩手県格付け基準適合業者に処理委託している。	

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も情報収集を行い、優良認定業者に処理委託を行うよう推進する。</p> <p>特殊薬品使用の為、対応が難しいところもあるが、再生利用業者の情報収集を行っている。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3,159	t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>平成22年より電子マニフェストに加入し運用している。今後も電子マニフェストの使用を継続する</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

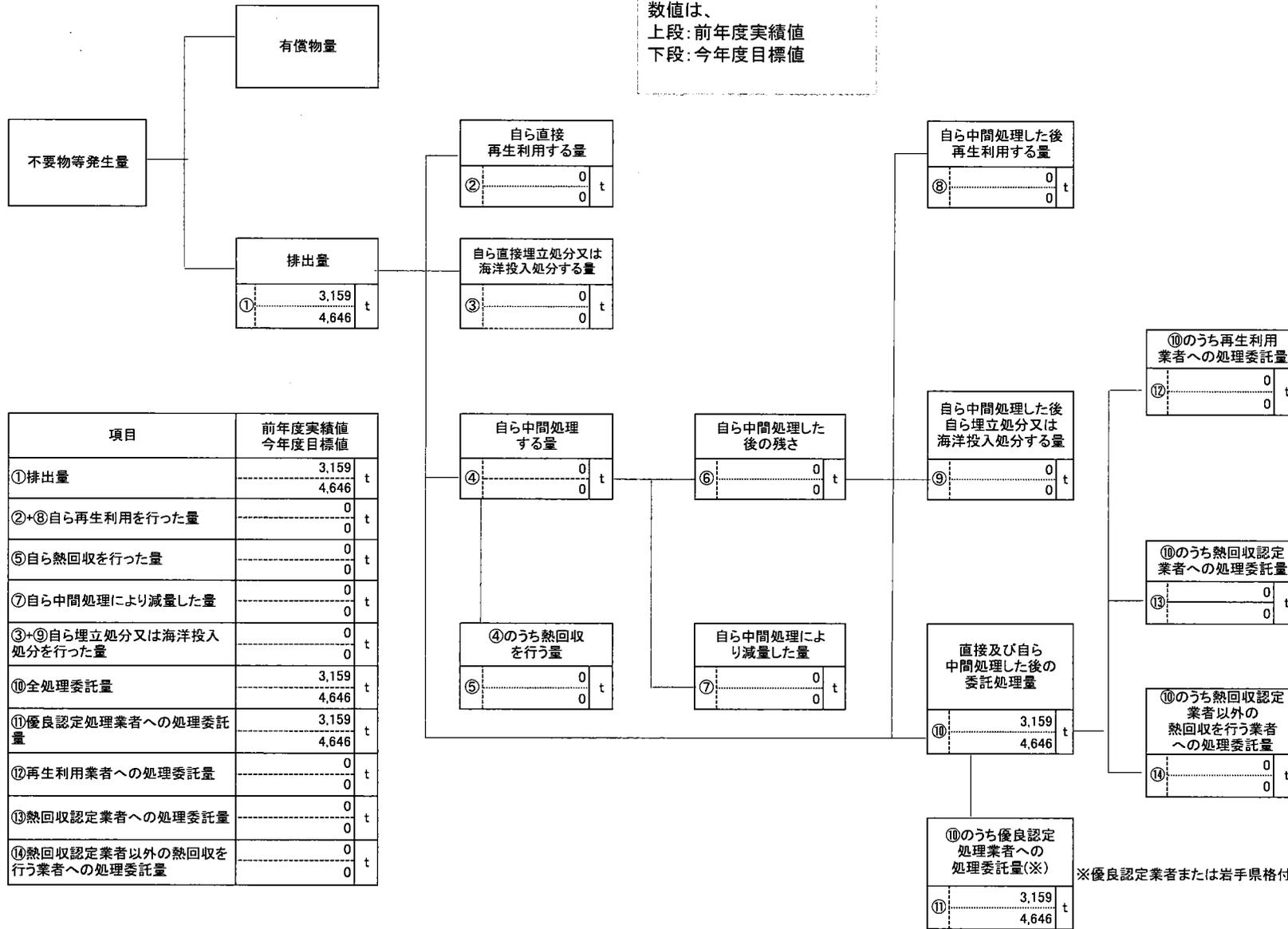
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類：全体)

数値は、
上段：前年度実績値
下段：今年度目標値



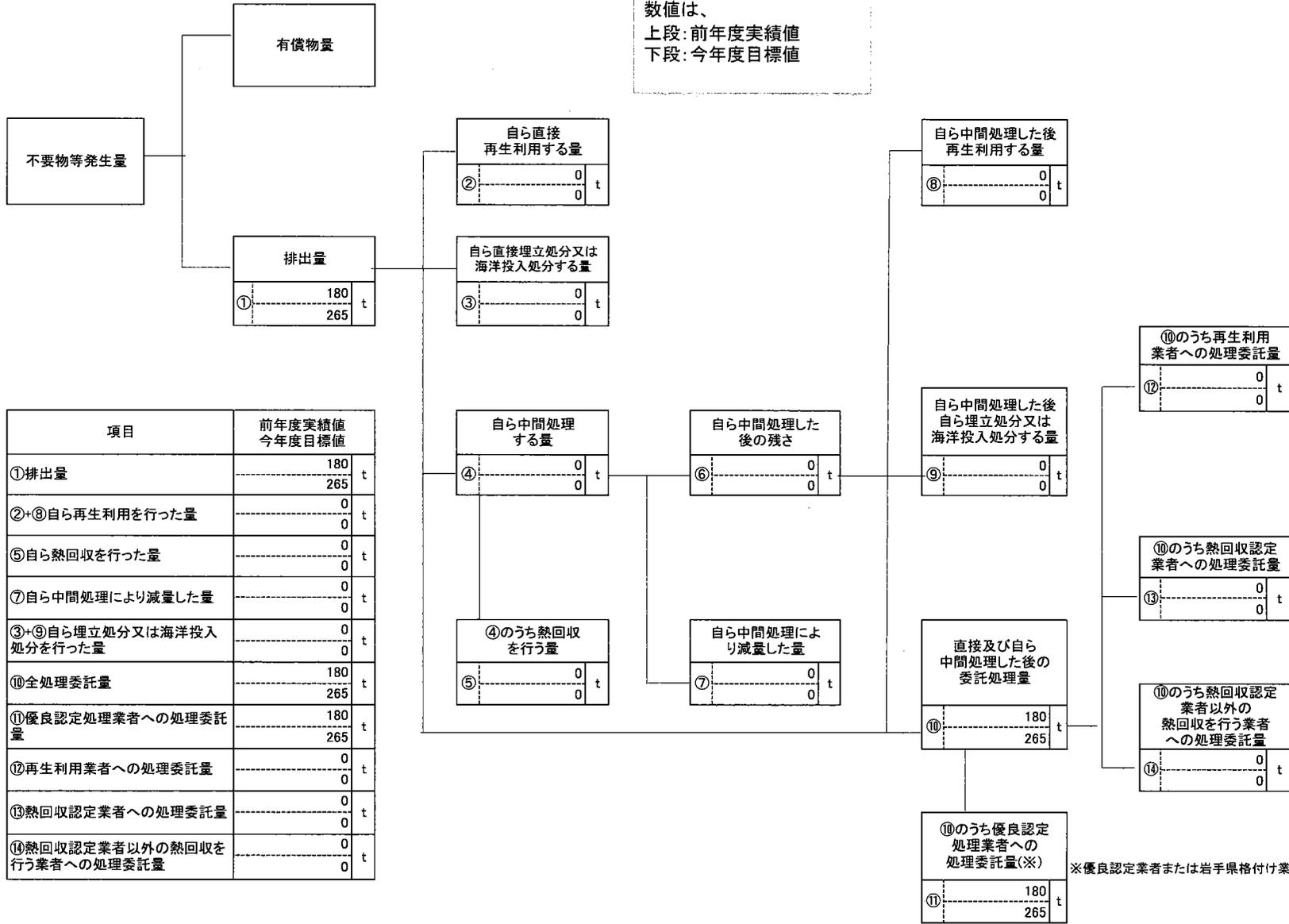
項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	3,159	4,646
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0
⑩全処理委託量	3,159	4,646
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3,159	4,646
⑫再生利用者への処理委託量	0	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0

※優良認定業者または岩手県格付け業者

【別紙】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類：引火性廃油)

数値は、
上段：前年度実績値
下段：今年度目標値



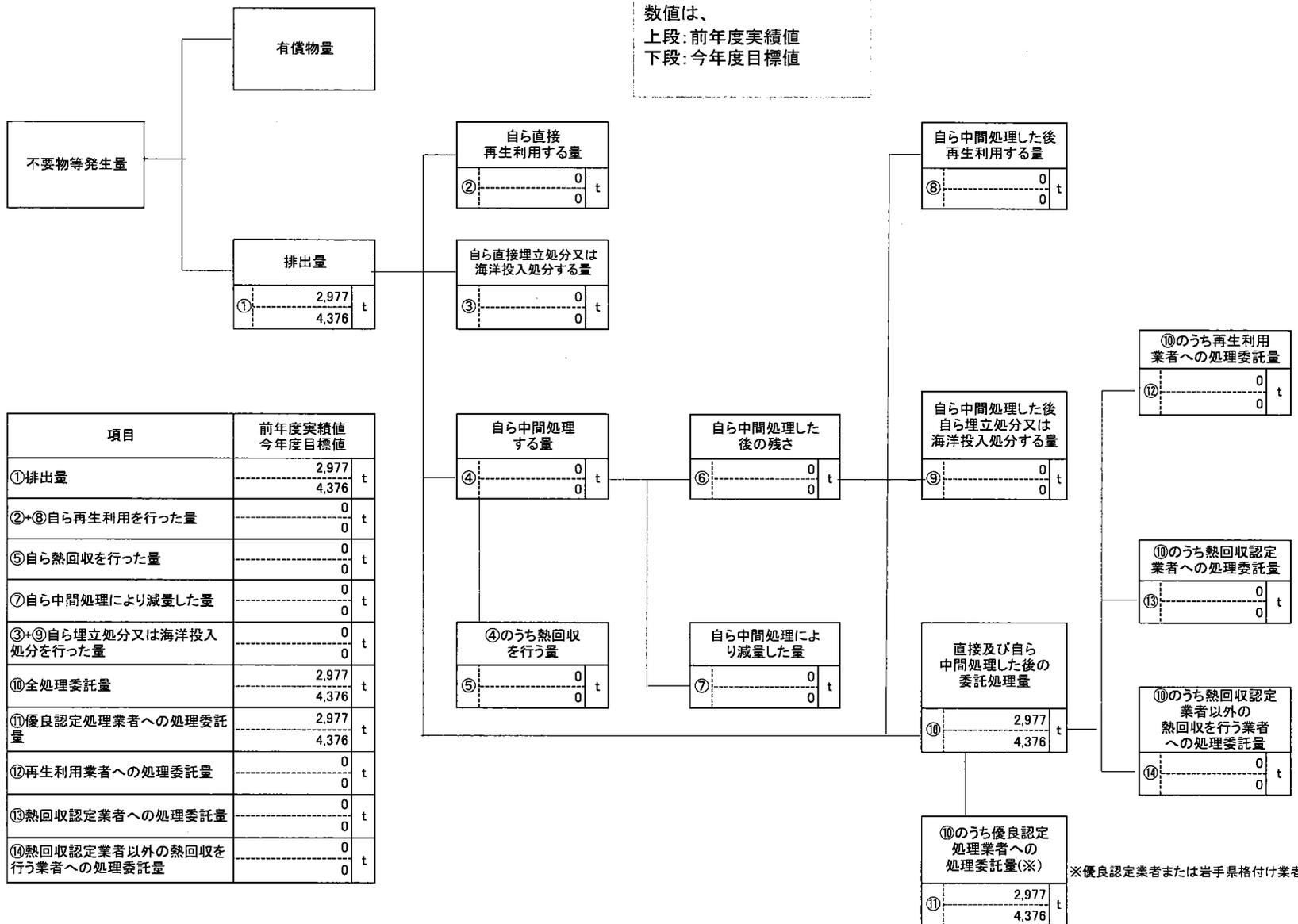
項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	180	265
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0
⑩全処理委託量	180	265
⑪優良認定処理業者への処理委託量	180	265
⑫再生利用業者への処理委託量	0	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0

※優良認定業者または岩手県格付け業者

【別紙】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類： 廃油（有害）)

数値は、
上段：前年度実績値
下段：今年度目標値



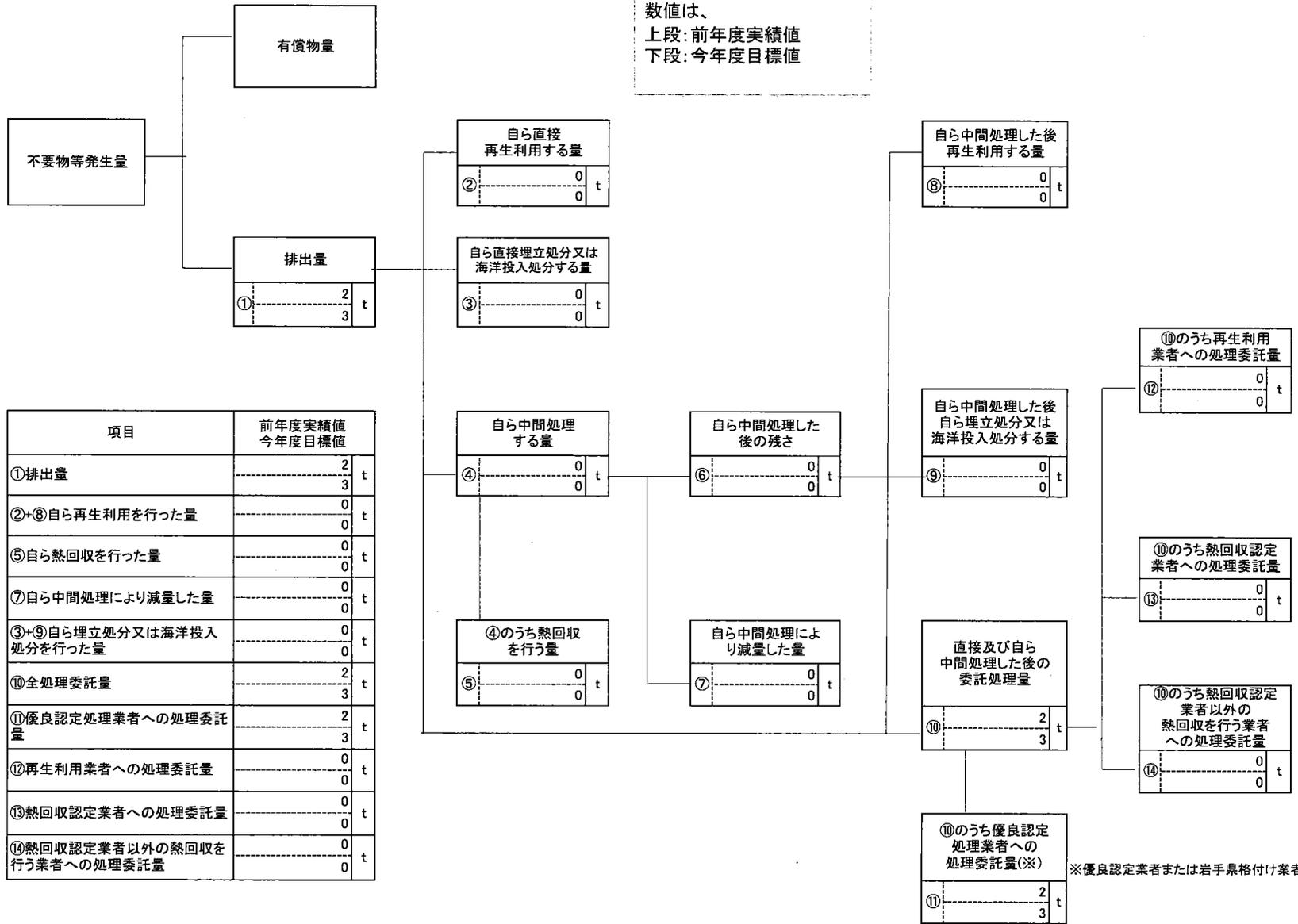
項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	2,977 t	4,376 t
②+⑥自ら再生利用を行った量	0 t	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t	0 t
⑩全処理委託量	2,977 t	4,376 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2,977 t	4,376 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

※優良認定業者または岩手県格付け業者

【別紙】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(有害))

数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



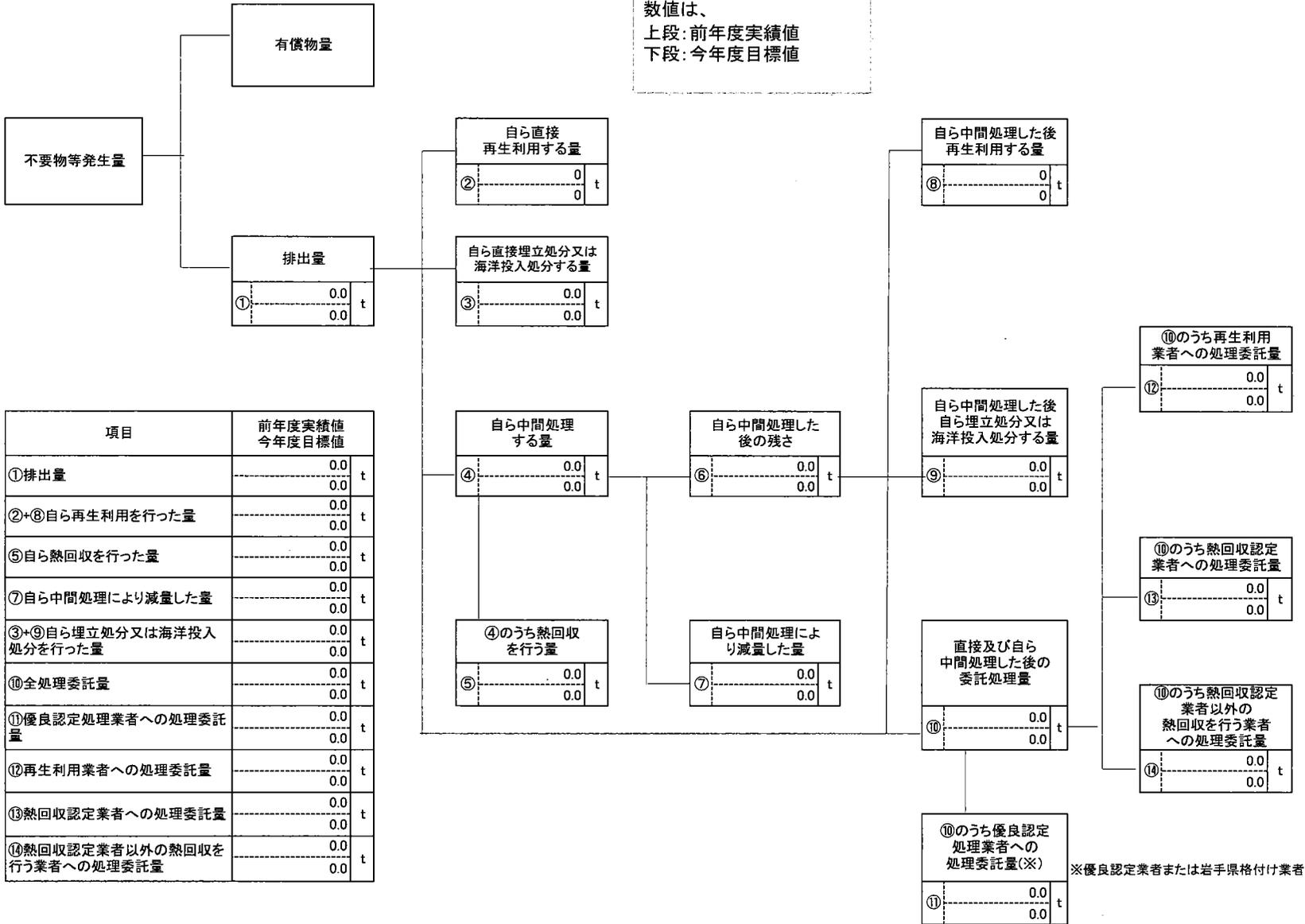
項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	2	3
②+③自ら再生利用を行った量	0	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	0
③+⑥自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0
⑩全処理委託量	2	3
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2	3
⑫再生利用者への処理委託量	0	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0

※優良認定業者または岩手県格付け業者

【別紙】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(有害))

数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



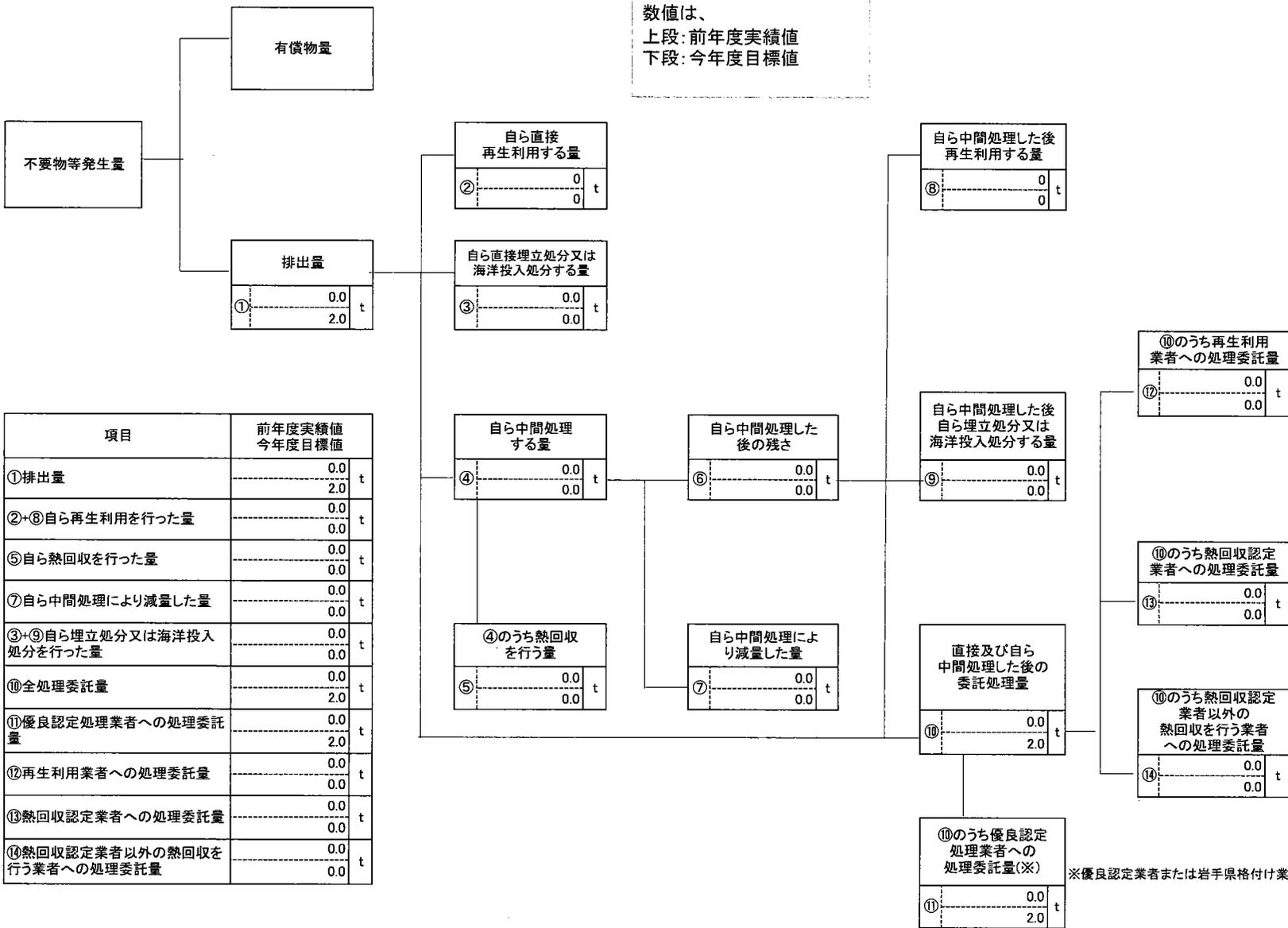
項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	0.0	0.0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0	0.0
⑤自ら熱回収を行った量	0.0	0.0
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0	0.0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0	0.0
⑩全処理委託量	0.0	0.0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0	0.0
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0	0.0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0	0.0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0

※優良認定業者または岩手県格付け業者

【別紙】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 強 酸)

数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



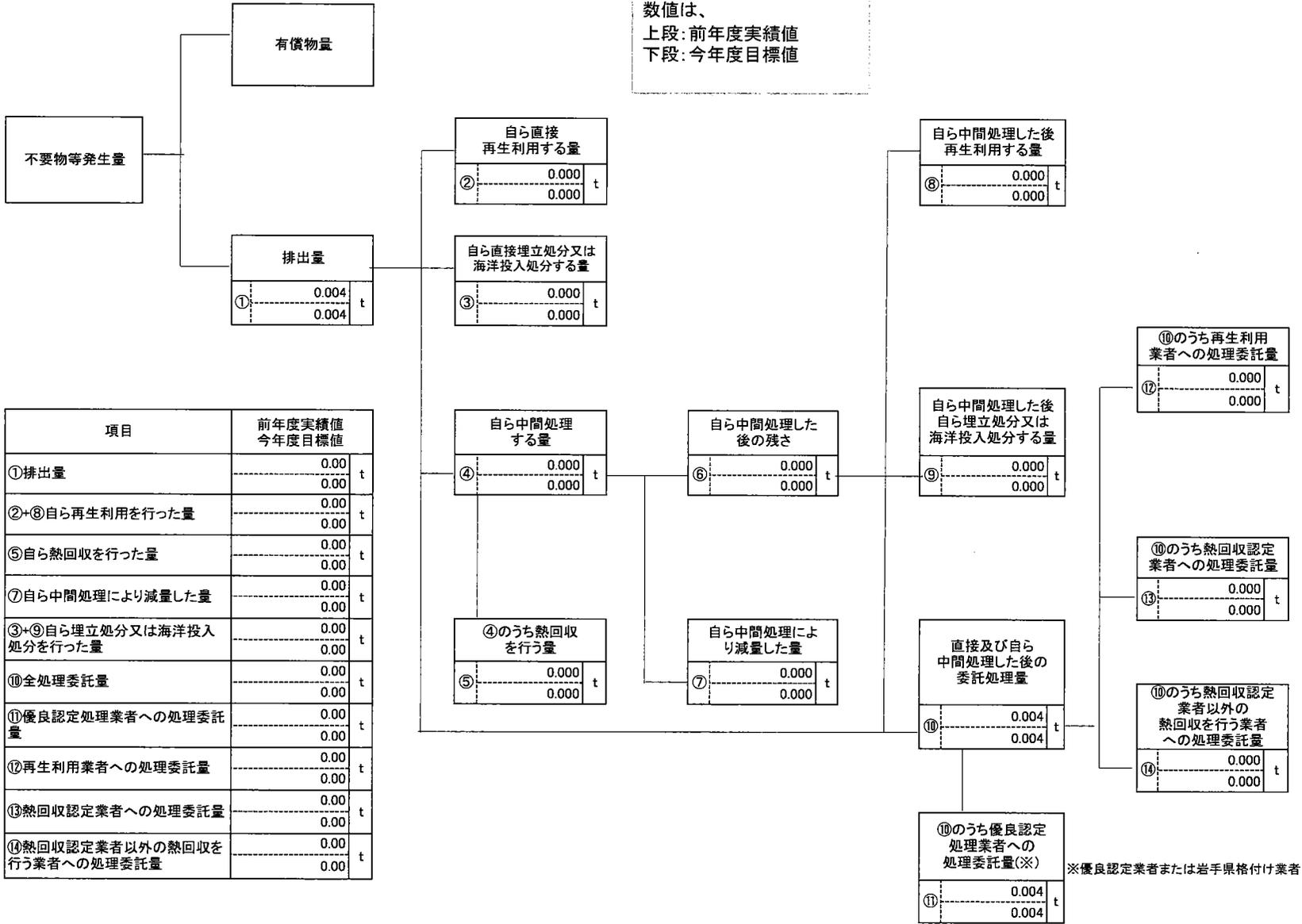
項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	0.0	2.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0	2.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0	2.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0 t

※優良認定業者または岩手県格付け業者

【別紙】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 感染性産業廃棄物)

数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度目標値



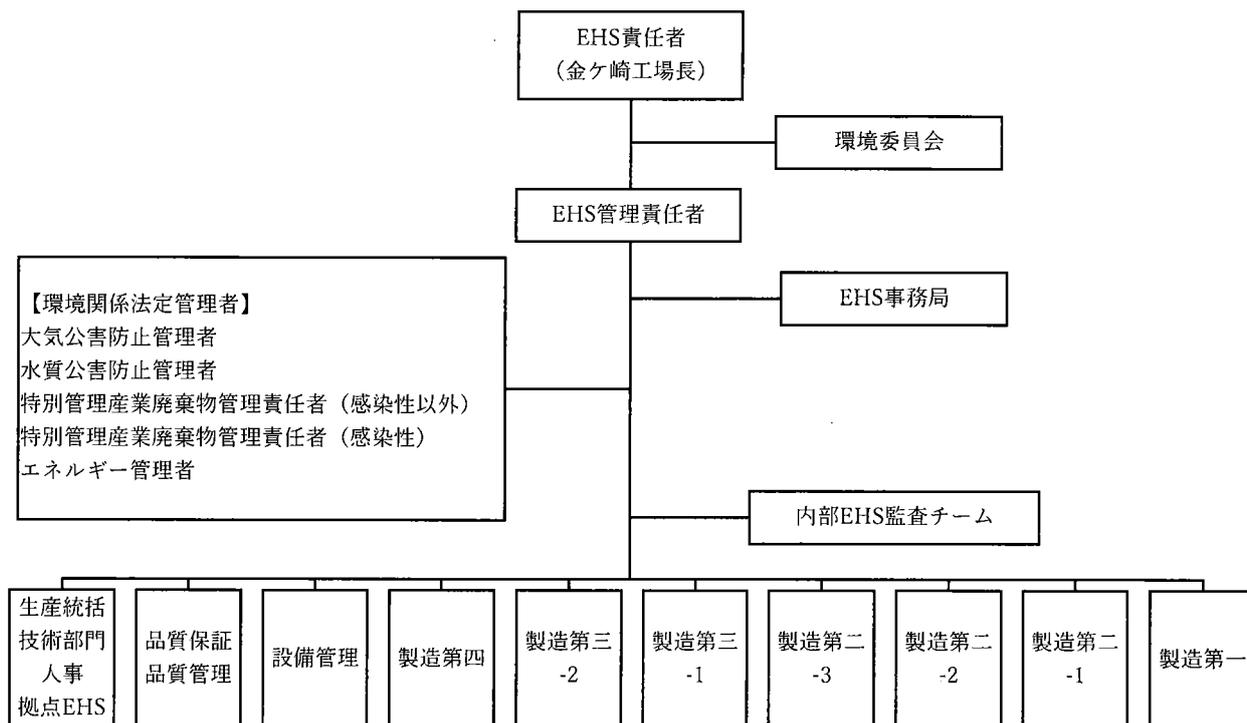
項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	0.00	0.00
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00	0.00
⑤自ら熱回収を行った量	0.00	0.00
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00	0.00
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00	0.00
⑩全処理委託量	0.00	0.00
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00	0.00
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00	0.00
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00	0.00
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00

※優良認定業者または岩手県格付け業者

廃棄物等処理フロー図



シオノギファーマ(株)金ヶ崎工場 環境管理組織図



役割

- 環境委員会 : ①環境マネジメントシステムを適切、効率的に推進するための審議・承認機関
②廃棄物発生抑制、再資源化、CO2排出量、省エネ等のパフォーマンスの維持、改善に関する検討
- EHS責任者 : 当該事業所の最高責任者であり、事業所に係わるシステムの全てに責任と権限を有する。
- EHS管理責任者 : EHS責任者の代行者として事業所の環境管理組織を統括し、環境マネジメントシステムを推進する責任者である。
- 廃棄物管理責任者 : ①廃棄物の適正な処理・処分方法の決定ならびに実務の確認
②廃棄物管理に関する規定類などの制定、改訂
③外部処理業者の選定及び業務委託契約ならびに委託業者の適正処理の継続的確認
- 産業廃棄物処理責任者 : ①事業所内廃棄物の収集・運搬・保管・外部処理における管理業務
②廃棄物保管施設の維持・管理作業
- 特別管理産業廃棄物管理責任者 : 特別管理産業廃棄物の処分および管理業務に責任と権限を有する。